

## 農地の売買、贈与、貸借等の許可(農地法第3条)

農地の売買、贈与、貸借などには、農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。この許可を受けないでした行為は、無効となりますので、ご注意下さい。

なお、農地の売買、貸借については、農業経営基盤強化促進法に基づく方法もあります。詳しくは農業委員会までお問い合わせ下さい。

### 農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

- 申請地が現に農地であること。  
申請地が山林である場合や建物が建っているような場合は、申請日から1年以内に復旧して耕作する場合を除き、3条での申請は出来ません。転用申請となります。ただし、自己所有地で200㎡以下の敷地の農業用施設は転用許可不要です。
- 今回の申請地を含め、所有している農地、借りている農地の全てを効率的に耕作すること
- 法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと
- 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること
- 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと

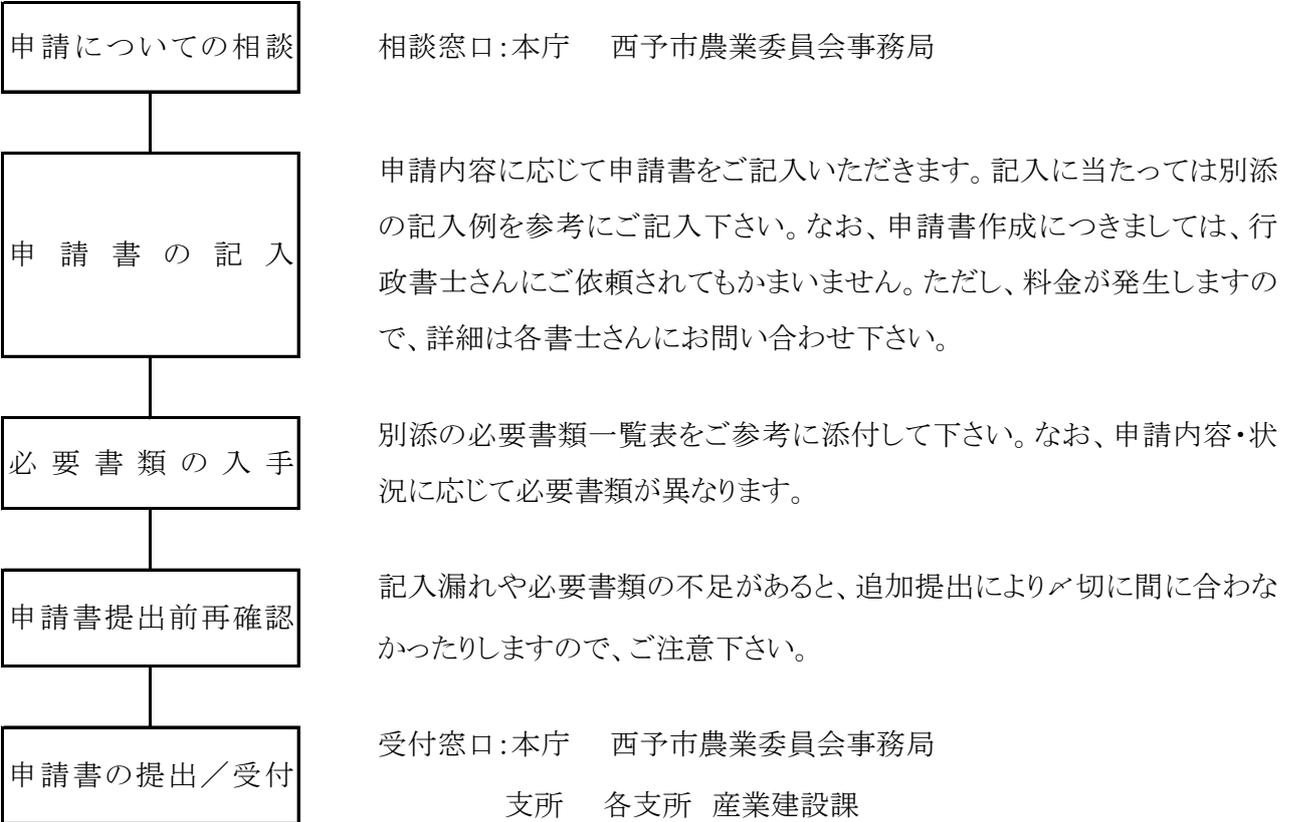
※ 農地所有適格法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。

## ■農地法第3条許可事務の流れ

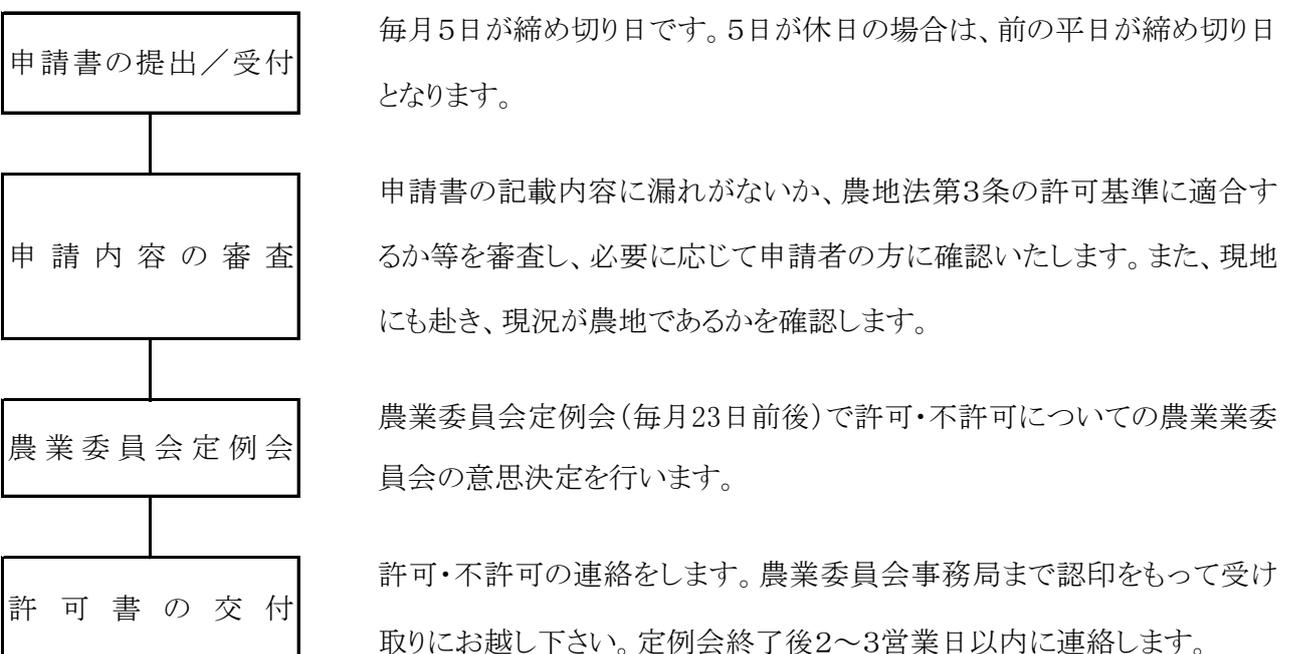
農業委員会では、皆様からのご相談に対し必要な手続きについてご説明いたします。  
また、申請の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を20日と定め、迅速な許可事務に努めております。

ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

### 申請者の方の流れ



### 農業委員会等の流れ



## 申請書類及び添付書類チェックリスト

農地法第3条許可の申請に必要な書類の一覧です。

申請内容によって必要な書類も異なりますので、詳しくは農業委員会にお尋ね下さい。

### ○必要な書類

チェック欄	番号	必要書類	注意事項等	部数
<input type="checkbox"/>	1	農地法第3条の規定による許可申請書		1部
<input type="checkbox"/>	2	農地法第3条の規定による許可申請書(別添)		1部
<input type="checkbox"/>	3	農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等(別紙1)		1部
<input type="checkbox"/>	4	権利を取得しようとする土地の登記事項証明書	法務局にて発行(申請日より3カ月以内の原本) ※全部事項証明書に限ります。 ※土地所有者が死亡している場合は、相続登記をして下さい。	1部

### ○必要に応じて添付する書類

チェック欄	番号	必要書類	必要な場合	部数
<input type="checkbox"/>	5	住民票(譲受人)	譲受人が市外の方の場合	1部
<input type="checkbox"/>	6	定款 又は 寄付行為の写し	譲受人が法人(一般法人・農地所有適格法人)の場合	いずれか1部
<input type="checkbox"/>	7	農地所有適格法人としての事業等の状況(別紙2)	譲受人が農地所有適格法人の場合	1部
<input type="checkbox"/>	8	組合員名簿 又は 株主名簿		いずれか1部
<input type="checkbox"/>	9	土地所有者の戸籍附票 又は 固定資産の名寄帳証明書	譲渡人の現住所が、登記事項証明書に記載の住所と違う場合	いずれか1部
<input type="checkbox"/>	10	貸借権の設定による契約書	農地法第3条第3項の規定(解除条件付きの貸借契約を結ぶ場合等)の適用を受けて許可を受けようとする場合	1部
<input type="checkbox"/>	11	営農計画書	譲受人が初めて農地を取得(貸借)する場合	1部
<input type="checkbox"/>	12	耕作証明書	譲受人に西予市以外の農地が有る場合(当該市町村の農業委員会で交付)	1部
<input type="checkbox"/>	13	農地復旧計画書	申請地に農地以外の部分があり、許可後に復旧して耕作する場合	1部
<input type="checkbox"/>	14	その他参考となるべき書類	許可判断をするにあたって必要不可欠と許可権者が判断した書類をもとめることがあります。	

## 担当農業委員への許可申請書の連絡について

日頃は農業委員会業務に対し、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、農地法第3条、第4条、第5条の規定による許可申請は、毎月1回開催（申請書は毎月5日に締め切り、23日前後の定例会で審査）の定例会の場で、担当農業委員が申請内容の説明を行い、審査をしていますが、県内の各市・町では耕作放棄地や違反転用の増加とともに、農地法第3条の許可申請も現地確認により申請地が農地の状態であることを確認した上で適正に審査している状況であります。

また、合併により委員の担当区域が広範囲となり、申請内容を十分理解できていない事例が稀にあるなどの理由から、許可申請書を提出されましたときは、速やかに担当農業委員へ申請内容と所在地をご連絡いただきますようお願いを申し上げます。

つきましては、農地法第3・4・5条の許可申請のすべてについて、事前に担当委員が現地確認を行っておりますので、許可申請書の適正な審査とスムーズな事務の流れを実現するために、よろしくご協力をお願いいたします。

なお、申請代理人が書類を作成されます場合は、後の連絡や問合せ等のため、申請書に必ず代理人の氏名をご記入ください。

西予市農業委員会